

一、隔日勤務制度即時実施。件。

回答、驛員の勤務制度は運輸、運輸の現況並に一般同業者の振合等を参考し制定し得るものとし、労務の勤務状態とは認められず即時改定が必要なし。

二、宿直手当改正の件。

回答、現在、額を以て妥当と認め

三、時間外勤務手当改正の件。

回答、現在、額を以て妥当と認め

四、年功加俸支給改正の件。

回答、乗務員に対する理由と同様に省界す。